EU 法及び WTO 法における非関税障壁の禁止の射程の比較考察

──EU 法の「数量制限と同等の効果を有する措置 (MEEs) 」 概念の WTO 法への応用試案──

多文化社会学部 東 史彦

Comparative Analyses between EU Law and WTO Law on Regulations of Non-Tariff Barriers:
A Tentative Application of EU Law Concept of MEEs to WTO Law

Fumihiko Azuma (Nagasaki University)

This study tries to clarify differences of scopes of prohibitions of certain non-tariff barriers between EU law and WTO law, namely by tentatively applying to WTO law the EU law concept of MEEs, measures having equivalent effect to quantitative restrictions.

As a result, it was discovered that the EU law scope of prohibitions of MEEs is wider than that of WTO law and that, at the same time, the WTO law scope of prohibitions of MEEs has been gradually expanding to be closer to that of EU law.

Key Words: EU Law, WTO Law, non-tariff barriers, MEEs, Article 34 TFEU, Article 3(4) GATT, TBT Agreement, SPS Agreement

I はじめに

本稿では、「数量制限と同等の効果を有する措置 (MEEs: measures having equivalent effect to quantitative restrictions)」(以下「MEEs」)が欧州連合(以下「EU」)加盟国間でどのように規律されているか、及びEU法上の概念である MEEs に該当する措置が世界貿易機関(以下「WTO」)加盟国間でどのように規律されているかを比較考察する。

従来の研究では、EU 法及び WTO 法における貿易障壁の規律の実体ルールをそれぞれ 別個に考察するものがほとんどであり、稀に両者の比較考察を行うものがあっても、差別 の有無にのみ着目する等、考察対象としての実体ルールを限定したものが多く」、より俯

¹ T. COTTIER and M. OESCH, "Direct and indirect discrimination in WTO and EU law", GAINES, OLSEN and SØRENSEN, eds., *Liberalising Trade in the EU and the WTO*, Cambridge University Press, 2012, pp.141-175; M.M. SLOTBOOM, "Do Different Objects and Purposes Matter for Treaty Interpretation? The Elimination of Discriminatory Internal Taxes in EC and WTO Law", *Journal of International Economic Law*, Volume 4, Issue 3, 2001, pp.557-579. 内記香子『WTO 法と国内規制措置』精文堂(2008年)。

瞰的に考察したもの 2 が少ない。そこで本稿では、従来の研究で比較的手薄であった MEEs を題材に、EU 法及び WTO 法の実体ルールの比較検討を行う。

なお、本稿では、物の輸入に対する MEEs を考察対象とし、輸出に対する MEEs は対象としない。また、EU 法及び WTO 法により禁止される MEEs には正当化の余地があるが、正当化の詳細は本稿では扱わない。

Ⅱ EU 法における MEEs の規律

1 MEEsとは

まず、物の貿易に対する障壁の典型的なものとして、関税及び数量制限がある。対して、関税ではなく、国境措置としての数量制限でもないが、EU法において数量制限と同様に物の貿易に対する障壁とされるのが MEEs である。MEEs の定義は、EU基本条約に規定がなく、EU司法裁判所の解釈に委ねられている。EU司法裁判所は、当初、「加盟国により制定され、[EU]域内貿易を直接又は間接的に、現実又は潜在的に妨げる可能性のあるすべての商取引規制」と定義し、その後の判例を通じて明確化を行っている。

MEEs はいくつかの類型に分類されうる。すなわち、他加盟国からの輸入品に対して、 ①直接差別的な法令、並びに非差別適用措置として、②間接差別的な法令、③無差別的な 法令(かつ輸入品に「二重の負担」をもたらすもの)、及び④無差別的な法令(かつ輸入 品に「二重の負担」をもたらさないが、輸入品の「市場アクセス」を阻害するもの)があ る。⑤無差別的な法令(かつ輸入品に「二重の負担」も「市場アクセス」の阻害ももたら さないもの)は、数量制限と同等の効果を有しないとされ、MEEs と扱われない。

MEEs は、EU 加盟国間では、EU 機能条約(以下「TFEU」)34条⁴により禁止される。TFEU34条は、物の輸入に対する「数量制限」そのもののみならず、数量制限と「同等の効果を有する措置」(MEEs)も禁止している。以下でどのような場合が MEEs に該当するかを確認する。

² K. E. SØRENSEN, "Non-discriminatory Restrictions on Trade", *Liberalising Trade in the EU and the WTO*, Cambridge University Press, 2012, pp.176-202; T. PERIŠIN, Free Movement of Goods and Limits of Regulatory Autonomy in the EU and the WTO, Asser Press, 2009.

³ Case 8/74 Procureur du Roi v. Benoît and Gustave Dassonville [1974] ECR 837, para. 5.

⁴ TFEU34条 輸入に対する数量制限及び同等の効果を有する措置は、加盟国間で禁止される。

2 MEEs の個別類型

(1) 直接差別的法令

第1の MEEs の類型は、他加盟国からの輸入品に対し直接差別的な法令である。直接 差別とは、法律上も事実上も輸入品を不利に扱う法令である。

コミッション対アイルランド事件⁵では、アイルランド政府が、国産品愛用キャンペーンを行った。このキャンペーンは、「他加盟国からの輸入を制限する」という法令を制定(つまり数量を制限)するものではないが、法令に則って行動する政府が、輸入品を不利に扱うことを推奨するものであり、数量制限を行った場合と同様の帰結をもたらす。その結果、当然、事実上もその悪影響が輸入品におよぶ。これが直接差別的なMEEsである。

このような直接差別的な MEEs により物の EU 加盟国間国境を越えた自由な移動を妨げることは、国境を越える経済活動が自由に行われる地域を創設することを目的としている EU では望ましくなく、TFEU34条で禁止される MEEs に該当するとされる。

(2) 間接差別的法令

第2の MEEs の類型は、他加盟国からの輸入品に対し間接差別的な法令である。間接差別とは、法律上は国産品も輸入品も差別なく扱うもの(非差別適用措置)の、事実上は輸入品に不利な効果をもたらす法令である。

ベルギー・マーガリン法事件⁶では、マーガリンの容器は立方体でなければならないと 定めていたベルギー法が問題となった。同法は、国籍の違いを根拠に輸入マーガリンを不 利に扱うものではなく、国籍とは関係なくマーガリンの「形」を規制するものであり、法 律上は差別はない。しかし、この法律の適用の帰結は、他の加盟国のマーガリンに立方体 でないものが多かったため、ベルギー市場で流通するマーガリンのうち90%以上がベル ギー産であるという状況であった。結果として、法律上は国籍にもとづく差別がないよう に見えても、事実上は国産品が優遇され、他の加盟国産のマーガリンが不利な扱いを受け ていた。

このような間接差別により物の加盟国間国境を越えた自由な移動を妨げることも、国境を越える経済活動が自由に行われる地域を創設することを目的としている EU では望ましくなく、TFEU34条で禁止される MEEs の射程に入る。

⁵ Case 249/81 Commission v. Ireland [1982] ECR 4005.

⁶ Case 261/81 Walter Rau Lebensmittelwerke v. De Smedt PvbA [1982] ECR 3961.

(3) 無差別的法令(二重の負担あり)

第3の MEEs の類型は、他加盟国からの輸入品に対し直接差別的でも間接差別的でもない(つまり無差別的)であるが、輸入品のみに「二重の負担」をもたらす法令である。カシス・ド・ディジョン事件では、「フルーツ・リキュールのアルコール含有量は25%以上でなければならない」とするドイツの法律が問題となった。同法が原因で、アルコール含有量が25%を超えないフランスの「カシス・ド・ディジョン」(フルーツ・リキュール。以下「カシス」)はドイツで販売されえないため、カシスのドイツへの国境を越えた移動が阻まれていた。当該ドイツ法は、輸入品のフルーツ・リキュールのみ禁止している訳ではないため、直接差別的ではない。また、フランス産品と同様にドイツのフルーツ・リキュールのアルコール含有量も25%以上でなければならない結果、事実上、輸入品のフルーツ・リキュールのみが不利な扱いを受けている訳ではなく、間接差別的な法令でもない。しかし、当該ドイツ法が差別的でない、つまり無差別的な法令であるとしても、実際にカシスは、国境を越えてドイツの市場に入っていくことを阻まれている。

EU司法裁判所は、この事例のように無差別的な法令は、差別的でないとしても、輸入品にのみ「二重の負担」が生じる場合、それが物の国境を越えた移動に対する障害となるため、MEEsとして禁止されると判断した。輸入品に対する「二重の負担」は、国産品が市場で販売されるために満たさねばならない法令が1つである一方で、輸入品が輸入国の市場で販売されるために満たさねばならない法令が2つ(2倍)である状態を示す。カシス・ド・ディジョン事件では、ドイツで製造・販売されるフルーツ・リキュールがドイツ法の要件を満たしさえすれば販売されうるのに対し、フランスのカシスは、すでにフランスでフランス法の要件にもとづいて適法に製造されているのにもかかわらず、ドイツで販売される場合にはドイツ法の要件の充足が求められるため、満たさなければならない法令の数が2つ(フランス法及びドイツ法)となっており、この差が「二重の負担」を生じているのである。

輸入品に「二重の負担」が生じるのは、物の材料や成分等を規制する「産品要件」の場合である。カシス・ド・ディジョン事件のように、フルーツ・リキュールという物の成分を規制する法令(産品要件)を輸入国が輸入品に適用すると、輸入品はすでに輸出国のフルーツ・リキュールの成分に関する法令(産品要件)を充足して製造されているため、輸

⁷ Case 120/78 Rewe-Zentrale AG v. Bundesmonopolverwaltung für Branntwein [1979] ECR 3961.

入品にのみ「二重の負担」が生じる。「二重の負担」は MEEs に該当し、TFEU34条違反を構成するため、ドイツは、フランスでフランス法の要件を充足して製造された物の輸入販売を、ドイツ法令要件の充足を求めることなく、認めなければならない。言い換えれば、「EU 加盟国は、他の26加盟国で適法に製造された物の輸入・販売を認める」ことを求められる。その逆もまた同じであり、これを「相互承認」と呼ぶ。

カシス・ド・ディジョン事件判決により、一EU加盟国で製造された物は、その他の26加盟国すべてにおいて、輸入国の産品要件の充足を求められることなく、輸入・販売が可能でなければならない、つまり相互承認されねばならないこととなった。もし輸入国が自国の産品要件を適用して他加盟国からの輸入品の販売を禁止した場合、TFEU34条で禁止されるMEEsと判断される。また、当該産品に関する共通の基準がEUレベルで設定されており、他加盟国からの輸入品が当該EU基準を遵守している場合、加盟国は当該産品の輸入を妨げてはならない。

(4) 無差別的法令(二重の負担なし。但し、市場アクセス阻害)

第4の MEEs の類型は、差別的でもなく、さらに輸入品のみに「二重の負担」をもたらす法令ではないが、国産品と同様に輸入品がその加盟国の市場に入ること(市場アクセス)を阻む原因となる法令である。

イタリア・トレーラー事件[®]では、公道におけるバイクによるトレーラーの牽引を禁止する法律が問題となった。当該法律が原因で、他の加盟国からイタリアにトレーラーが輸入される量が減るという理由で、当該法律は MEEs に該当し、TFEU34条違反かが問題となった。

まず、イタリアの当該法律は、直接差別的な法令ではない。輸入品のトレーラーの牽引のみを禁止するものではないからである。また、間接差別的な法令でもない。国籍に関係なくバイクによるトレーラーの牽引が禁止されるため、市場に投入される量に対する影響は、自国のトレーラーに対しても輸入品のトレーラーに対しても、同じである。よって差別の要素はなく、無差別的な法律である。

⁸ 相互承認原則には、輸入国が自国の規制と輸出国の規制の間に重複がないかどうかを検証する段階すなわち「同等性」のテストが介在する。輸入国には、自国が要求する規制プロセスと輸出国ですでに実施された規制プロセスの間に機能的な同等性を探し出して受け容れる義務がある。同等性に欠けるときには、その限りで輸入国による規制を及ぼすことができる(庄司克宏『新 EU 法政策編』岩波書店(2014年)53~54頁)。

⁹ Case C-110/05 Commission v. Italy [2009] ECR I-519.

次に、輸入品にのみ二重の負担が生じているか否かについて考察する。物の作り方に関する規制、つまり産品要件であれば、輸入国が輸入品に適用すると、輸入品にのみ二重の 負担が生じる。イタリア・トレーラー事件では二重の負担が生じているであろうか。

まず、イタリアで産品が使用されるに至るには、①イタリア法の産品要件を充足し製造され、②イタリア法の使用方法に関する「使用取決」を充足すれば、イタリアで使用されるに至ることとなる。本件の場合、バイクによる牽引は認められないので、バイク以外の車両による牽引の範囲内で使用されるに至るのであるが、いずれにしろ、イタリア産のトレーラーの使用に関わる法律の数は2つ(①イタリア法の産品要件+②イタリア法の使用取決)である。

次に、他の加盟国、例えばドイツで製造されたトレーラーがドイツではなくイタリアで使用されるに至るまでにかかわる法律の数は幾つかを考察する。ドイツでトレーラーが製造される際、①ドイツ法の産品要件を充足して製造される。その後、イタリアに輸入され、②イタリア法の物の使用に関する使用取決を充足すれば、イタリアで使用されるに至ることとなる。本件の場合、ドイツ産のトレーラーに関わる法律の数も2つ(①ドイツ法の産品要件+②イタリア法の物の使用取決)である。

このように、本件で問題とされているイタリア法は、国産品と輸入品の間で差別的でなく、かつ、輸入品のみに二重の負担を生じさせていない。しかし、この無差別的で二重の負担を生じないイタリア法が原因で、イタリア産のみならず、ドイツ産のトレーラーが国境を越えてイタリア市場に入って行く量は、バイクによって牽引されうる割合だけ、減じられており、言い換えれば、市場アクセスが大部分、阻害されている。このように「市場アクセスを大部分阻害する」場合、無差別的で二重の負担を生じない加盟国法も、MEEsと扱われ、TFEU34条違反となる。

(5) 無差別的法令(二重の負担、及び市場アクセス阻害なし)

他方で、無差別的で、二重の負担を生じず、市場アクセスを大部分にまで阻害しない加盟国法であれば、MEEs に該当せず、よって TFEU34条違反とならない。

日曜営業禁止事件¹⁰では、歴史的・宗教的な背景から、日曜日の小売店の営業を禁止するイタリアの法律が問題となった。小売店が日曜日に営業できないせいで、輸入する商品

 $^{^{\}tiny 10}$ Cases C-418-421/93, C-460-464/93, C-9-15/94, C-23-24/94 and C-332/94 Semerano Casa Uno Srl v. Sindaco del Comune di Erbusco and others [1996] ECR I-2975.

の数量が減じられるため、当該イタリア法は MEEs であり、TFEU34条違反であるかが 問題となった。このように、物の作り方(産品要件)ではなく、物の売り方(いつ、どこ で、どのように売るか等)に関する法令を「販売取決」と呼ぶ。この日曜営業を禁止する イタリアの販売取決は、どのような性質のものか考察する。

まず、当該イタリアの販売取決は、直接差別的な法令ではない。輸入品の販売のみ禁止 するものではないからである。また、間接差別的な法令でもない。自国の産品も、輸入品 も、同じく日曜日は販売されず、同じように影響を受ける。よって、差別の要素はなく、 無差別的な法律である。

次に、輸入品にのみ二重の負担が生じているか否かについて考察する。当該イタリア法律が物の作り方に関する規制、つまり産品要件であれば、輸入国が輸入品に適用すると、輸入品にのみ二重の負担が生じる。しかし、当該イタリア法律は、産品要件ではなく、販売取決である。当該イタリアの販売取決により、輸入品にとって二重の負担は生じているだろうか。

まず、イタリアで産品が販売される際、①イタリア法の産品要件を充足し、②イタリア 法の販売方法に関する「販売取決」を充足すれば、イタリアで販売されることになる。本 件の場合、日曜日は販売できないので、週6日の間に販売できるのであるが、いずれにし ろ、イタリア産の産品に関わる法律の数は2つ(①イタリア法の産品要件+②イタリア法 の販売取決)である。

次に、他の加盟国、例えばドイツで製造された産品が、ドイツではなくイタリアで販売されるに至るまでに関わる法律の数を確認する。まず、ドイツで産品が製造される際、①ドイツ法の産品要件に則って製造される。その後、そのドイツ産品がイタリアに輸入され、②イタリア法の物の販売に関する販売取決を充足すれば、イタリアで販売されうることになる。この場合、ドイツ産の産品に関わる法律の数も2つ(①ドイツ法の産品要件+②イタリア法の物の販売取決)である。

よって、この事件で問題とされているイタリア法は、国産品と輸入品の間で差別的でなく、かつ、輸入品のみに二重の負担を生じさせていない。さらに、この無差別的で二重の負担を生じないイタリア法が原因で、イタリア産のみならず、輸入品が国境を越えてイタリア市場に入って行く量が減じられる度合いは、日曜日に販売されうる量のみであり、市場アクセスが大部分にまでは阻害されていない。

このように「市場アクセスを大部分にまで阻害しない」場合、無差別的で二重の負担を

生じない加盟国法は、MEEsと扱われず、TFEU34条違反とならない。

3 小括

以上、MEEsに関するEU法の禁止のルールをまとめると、表1の通りとなる。

まず、差別的な法令であれ、無差別的で二重の負担又は市場アクセスの大部分に対する 阻害を生じる法令であれ、すべて MEEs として TFEU34条の禁止の射程内に入る。その ため、間接差別的な法令であるか、無差別的な法令であるかという点は、EU 法の場合に は問題とならない。実際、両者とも「非差別適用措置」(直接差別的でないもの)として 扱われる。代わりに問題となるのは、二重の負担をもたらすか否か、及び市場アクセスを 大部分阻害しているか、という点である。

次に、物の「使用取決」については、産品の性質ゆえに用途が制限されると考えるのであれば、産品要件と同様のものとしてとらえることもでき、その場合には、産品要件と同様に「二重の負担」を生じるMEEsとして分類される可能性も否定できない。

また、TFEU34条で禁止される MEEs に該当する場合、EU 加盟国は当該措置の正当化事由の立証責任を負う。

数量制限と同等効果を有する措置 (MEEs)	EU 法	WTO 法
直接差别的法令	TFEU34条により禁止	GATT3条4項により禁止/ (産品要件)TBT·SPS協定の条件
間接差別的法令	TFEU34条により禁止	GATT3条4項により禁止/ (産品要件)TBT·SPS協定の条件
無差別的法令(二重の負担あり)	TFEU34条により禁止	(産品要件)TBT·SPS 協定の条件
無差別的法令(二重の負担なし /市場アクセス阻害あり)	TFEU34条により禁止	禁止されない
無差別的法令(二重の負担なし /市場アクセス阻害なし)	禁止されない	禁止されない

表 1 EU 法及び WTO 法における MEEs の禁止の射程

Ⅲ WTO 法における MEEs の規律

次に、MEEs を規律する WTO 加盟国間のルールを確認する。先に確認した MEEs に関する EU 加盟国間のルールと、WTO 加盟国間のルールを比較すると、表 1 の通りとな

る。ところで、「MEEs」は EU 法で使われる用語であり、通常は WTO 法では使われないが、本稿では EU 法と WTO 法の比較を行うために、EU 法の「MEEs」の概念の WTO 法への当てはめを試みる。

1 差別的法令の禁止

WTO加盟国間で物の貿易に関して差別的な法令を禁止するのが「関税及び貿易に関する一般協定」(以下「GATT」)3条4項(「内国民待遇原則」)¹¹である。同条項は、直接差別的な法令のみならず、間接差別的な法令も禁止している。その結果、次のような事例がGATT3条4項の禁止の射程に入る。

韓国の輸入牛肉販売事件¹²では、輸入牛肉を輸入牛肉専門店又は販売店の中に設けられた特別な販売区画で販売しなければならないという韓国の制度が問題となった。この制度は、法律上も事実上も輸入品を差別する、直接差別的な制度である。このような制度は、GATT3条4項違反となる。

ドミニカ・タバコ輸入・販売事件¹³では、ドミニカが、タバコ販売の際に、タバコ包装に税印紙貼付義務を課していたことが問題となった。この法令は、国産品にも輸入品にも同様に差別なく適用されていたので、法律上、輸入品を不利に扱う直接差別的な法令ではなかった。しかし、この一見差別的ではないように見える法令を適用した結果、国産品がその製造過程で印紙貼付義務を果たせる一方、輸入品は輸入後に箱及びカートンの包装を解き、個別のタバコに印紙貼付後、再包装することを強いられていた。つまり国産タバコの販売よりも、輸入タバコの販売には、よりコストがかかっていた。このように、ドミニカのタバコ販売の際に「箱に直接」印紙貼付を義務づける間接差別的な法令は、GATT3条4項違反とされた。

2 無差別的法令(二重の負担あり)

GATT3条4項は、直接的であれ間接的であれ「差別」的な法令を禁止している。よっ

[&]quot;GATT3条4項 いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関するすべての法令及び要件に関し、国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される。…

 $^{^{12}}$ パネル報告(WT/DS 161, 169/R)、提出日2005年 5月30日。上級委員会報告(WT/DS 161, 169/AB/R)、提出日2005年 9月12日、採択日2005年 9月27日。

¹³ パネル報告 (WT/DS 302/R)、提出日2004年11月26日。上級委員会報告 (WT/DS 302/AB/R)、提出日2005年4月25日、採択日2005年5月19日。

て、直接的であれ間接的であれ差別的ではない「無差別」的な法令の場合には、その禁止が及ばない。他方で、無差別的な法令のうち、「二重の負担」を生じる MEEs、つまり「産品要件」については、「貿易の技術的障害に関する協定(Agreement on Technical Barriers to Trade)」(以下「TBT 協定」)及び「衛生植物検疫措置に関する協定(Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)」(以下「SPS 協定」)の規律が及びうる。

TBT協定及びSPS協定は、どちらも物の貿易に関するルールのうち、特に、産品要件のルールを扱う協定である。具体的には、SPS協定は「衛生植物検疫措置」(以下「SPS措置」)としての産品の規格等、TBT協定はSPS措置以外の製品の規格に関するルールを規律している。TBT協定もSPS協定も、WTO加盟国が自国の規格を適用する自由を認めつつ、それらがなるべく貿易障壁にならないようにするためのルールを規定している。

(1) TBT 協定

TBT協定は、WTO加盟国が自国の製品規格を適用する自由を認めつつ、それらがなるべく貿易障壁にならないようにするためのルールを規定している。

①関連規定

まず、TBT協定2.1条によれば、輸入品を差別することが禁止されている。これにより、例えば「輸入品だけこの厳しい規格に適合しなければ販売してはならない、国産品は緩い 規格でよい」といった、差別的な規格の適用は、TBT協定2.1条違反となる。

また、TBT協定2.2条によれば、加盟国は、国家の安全保障や人の健康・安全の保護等の正当な目的を達成するために、必要な規格(産品要件)を設定し、輸入品に対しても適用することができる。この点は、EUのルールが相互承認を原則とし、自国の産品要件を他の加盟国からの輸入品に適用することを禁止しているのと比べて、対称的である。ただし、WTO加盟国は自国の規格を他の加盟国からの輸入品に適用できるとはいえ、そのような規格は、国際貿易に不必要な障害をもたらすものであってはならない。

また、TBT 協定2.4条によれば、国際規格が存在する場合、加盟国はその国際規格を用いることとされている。TBT 協定2.5条によれば、国際規格を用いた場合、その規格は国際貿易に不必要な障害をもたらさないとされる。

これらは、国際規格が存在する場合に、それより厳しい規格を設定してはならない、ということではない。TBT協定2.4条によれば、WTO加盟国は、その国独自の気候的・地

理的条件等に起因する正当な理由があれば、国際規格より厳しい規格を設定することもできる。この点が、共通の基準がEUレベルで設定されており、他加盟国からの輸入品が当該EU基準を遵守している場合、加盟国は当該産品の輸入を妨げてはならないとされるEUと、WTOのルールとが異なる点である。しかも、国際規格より厳しい規格を設定するWTO加盟国は、自国の規格に正当な理由があることを証明する負担を負わない。そのような国際規格より厳しい規格に異議を唱える加盟国が、当該規格に正当な理由がないことを証明する負担を負う。

また、TBT 協定2.7条によれば、国際規格が存在しないけれども、他国の規格が存在する場合には、加盟国は、他国の規格を承認するよう「積極的考慮を払うこと」とされている。つまり、承認を義務付けられてはいない。この点が、原則として他の EU 加盟国の産品要件の相互承認を義務付けられている EU 加盟国のルールと、WTO の TBT 協定のルールとが異なる点である。

このように、条件付きではあるが、WTO加盟国は、無差別的であるが輸入品に二重の 負担を生じる産品要件の充足を、他の加盟国からの輸入品に求めることができる。

②事例

EU イワシ事件 14 では、国際規格でイワシの SP 種は「sardines」、SS 種は「X sardines」と表示できるとされていたところ、EU が「SP 種のみ『sardines』」とする規格を設定・適用したことが問題となった。同規格が原因で、ペルーの企業が SS 種を「X sardines」として EU に対し輸出・販売することができなくなったため、ペルーは WTO の紛争解決機関に EU の TBT 協定違反を申し立てた。

本件に EU 法の MEEs 概念を当てはめるとすれば、EU の規格はペルー産イワシを拒否しているのではなく、イワシの SS 種に「sardines」の表示を否定しているため、直接差別的な規格ではない。しかし、ペルー周辺に生息するイワシが SS 種で、EU 周辺に生息するイワシが SP 種であったことから、事実上、ペルー産の SS 種のイワシに不利な影響を与える措置として間接差別的な規格である可能性がある。仮にそのような事実がなかったとしても、つまり無差別的であったとしても、いずれにしろ、ペルー産の SS 種にペルーの規格と、EU の規格との 2 つが適用されること(2 重の負担)が、ペルー産の SS 種のEU への輸入・販売を妨げていることとなる。

¹⁴ 当時は EC。パネル報告 (WT/DS 231/R)、提出日2002年5月29日。上級委員会報告 (WT/DS 231/AB/R)、提出日2002年9月2日、採択日2002年10月23日。

このように、国際規格では「X sardines」の表示が認められる SS 種に「sardines」の表示を認めない、より厳格な内容である EU の規格には、正当な理由がなければならない。この場合の「正当な理由」とは、消費者を混同から守ること、つまり「『イワシ』だと思って買ったら『イワシ』ではなかった」という事態を防ぐという理由が考えられる。しかし、EU は「EU 市民にとって『イワシ=SP 種のみ』を意味する」ということを証明する負担を負わず、そのようなことがないことをペルーが立証しなければならない。しかし、ペルーは、EU の市民にとって、「イワシ」は「SP 種」のみならず「SS 種」も含まれること、つまり、消費者を混同から守るために「イワシ」を「SP 種」に限定するということは正当ではないことを立証したので、EU による TBT 協定違反との結論となった。

(2) SPS 協定

SPS協定は、WTO加盟国がSPS措置を適用する際に、科学的根拠にもとづき、必要な限度に限定すべきことを規定している。

①関連規定

SPS 措置について、まず、SPS 協定 2 条 1 項は、加盟国が SPS 措置をとる権利を有することを確認している。TBT 協定と同様に、この点は、EU のルールが相互承認を原則とし、自国の産品要件を他の加盟国からの輸入品に適用することを禁止しているのと比べて、対称的である。ただし、WTO 加盟国は自国の SPS 措置を他の加盟国からの輸入品に適用できるとはいえ、SPS 協定に規定されたルールに適合するもの(SPS 協定 2 条 2 項によれば、原則として、SPS 措置は「必要な限度内」で「科学的な原則」にもとづくものであり、また、2 条 3 項によれば、恣意的又は不当な「差別をしない」ことを確保するもの)でなければならない。

そのような SPS 協定のルールとして、第1に、国際的基準が存在し、それを採用している場合(SPS 協定3条1項)には、SPS 協定に適合するものと推定される(SPS 協定3条2項)。第2に、国際的基準が存在しない場合や、国際的基準が存在する場合に、(それよりも厳格な)独自の SPS 措置を取ることもできる(SPS 協定3条3項)。この点が、EUレベルで共通の基準が設定されており、他の EU 加盟国からの輸入品が当該 EU 基準を遵守している場合、EU 加盟国は当該産品の輸入を妨げてはならないとされる EU と、WTOのルールとが異なる点である。

第2の場合、すなわち WTO 加盟国が独自の SPS 措置を取る場合には、入手可能な科

学的証拠にもとづき(SPS協定5条2項)適切なリスク評価を行った結果(SPS協定5条1項)、国際貿易に対する差別又は偽装された制限を回避する形で(SPS協定5条5項)必要以上に貿易制限的でない(SPS協定5条6項)措置である必要等がある。また、国際的基準より厳しいSPS措置をとるWTO加盟国は、SPS協定3条3項との適合を証明する責任を負わない。つまり、そのようなSPS措置に異議を唱える加盟国が、同条項との不適合の証明責任を負う。

とはいえ、未知の危険を評価するには、十分な科学的証拠がない場合も考えられる。そのような場合に、SPS協定は、十分な科学的証拠を求める SPS協定2条2項の例外として、SPS協定5条7項で、入手可能な情報にもとづき、暫定的に国際的基準よりも厳しい安全基準を適用できることとしている。但し、追加的に情報を収集し、措置についても再検討を続ける必要がある。

②事例

EUのホルモン牛肉事件¹⁵において、EUは、米国では使用が認められている一部のホルモン剤の牛への投与、及び当該ホルモンを使用した牛肉の輸入を禁止した。当該ホルモン剤は、国際的な基準では、危険なものではないとされていた。そこで米国は、EUによるSPS協定違反をWTOの紛争解決機関に申立てた。

本件にEU法のMEEs概念を当てはめるとすれば、まず、EUの措置は、外国産のホルモン牛肉を禁止しているのではなく、国籍にかかわらず当該ホルモンを禁止しているのであるから、直接差別的ではない。また、当該ホルモンの禁止の結果、米国のホルモン牛肉も、EUで作られたとした場合のホルモン牛肉も、EU域内では販売することができないため、当該禁止の効果は、輸入品に対しても国産品に対する効果と同じであり、間接差別的でもない。直接的であれ間接的であれ差別は生じないので、無差別的な措置である。ただ、無差別的ではあるが、輸入品に対してのみ二重の負担を生じる措置である。すなわち、EUの産品に適用されるルールはEUのルールのみであるが、アメリカからの輸入品に適用されるルールは、第1に、アメリカのホルモン使用を認めるルール、第2に、EUのホルモン使用を認めないルールの2つになっている。この二重の負担が、ホルモン牛肉の国境を越える移動を妨げている。

同様の事案がもしEU加盟国間で起こったと想定した場合、TFEU34条により、輸入国

 $^{^{15}}$ 当時は EC。パネル報告(WT/DS 26, 48/R)、提出日1997年 8 月18日。上級委員会報告(WT/DS/AB 26, 48/R)、提出日1998年 1 月16日、採択日1998年 2 月13日。

は、ホルモン使用を禁止する自国の産品要件を、輸入品に適用することはできない。当該輸入品が輸出国で輸出国法令の産品要件を守り適法に製造された産品であれば、輸入国は、当該輸入品に対し自国法令の産品要件を適用することなく、輸入が行われるようにしなければならない。つまり、輸入国は原則、相互承認しなければならない。本件では輸入品が国際的に共通の基準(EU加盟国間であればEU基準)を遵守しているのであるから、尚更である。

しかし、WTO 加盟国間の場合には、SPS 協定のルールが適用される。EU の当該ホルモン使用禁止措置は、SPS 協定 2条 2項によれば、「科学的な原則」にもとづき、「必要な限度内」のものでなければならない。当該ホルモン使用禁止措置が国際的基準に基づいている場合(SPS 協定 3条 1項)には、科学的証拠にもとづく必要な限度内のものと推定される(SPS 協定 3条 2項)が、EU が禁止したホルモンは、国際的基準によれば危険なものではないとされているので、科学的証拠にもとづく必要な限度内のものとは推定されない。言い換えれば、EU のホルモン使用禁止措置は、国際的基準よりも厳しい措置である。SPS 協定 3条 3項によれば、国際的基準よりも厳格な基準を設定することもできるが、それは、適切なリスク評価を行った結果(SPS 協定 5条 1項)でなければならない。しかし EU はこの要件に違反したと判断された。結論として、EU によるホルモン牛肉禁止措置は、SPS 協定違反と判断された。

このように、SPS協定は、無差別だが二重の負担を生じる SPS 措置としての産品要件についての WTO 加盟国間のルールをも規定している。EU 加盟国間では、EU レベルで調和された共通の基準がない場合にさえ、他の加盟国からの輸入品に自国の産品要件を適用することが禁止されていたが、WTO 加盟国間では禁止されてはおらず、EU とは逆に、国際的な基準が存在する場合にさえ、輸入国が自国の産品要件を他の加盟国からの輸入品に適用することができる。ただし、輸入国が設定する産品要件は、科学的な証拠に基づき、必要な限度内であるものに限られる等の条件がある。

3 無差別的法令(二重の負担なし。市場アクセス阻害あり、又はなし)

最後に、無差別的で二重の負担を生じないが市場アクセスを阻害する法令、及び市場アクセスを阻害しない法令に対する WTO 法の規律を確認する。そのため、EU 加盟国間では MEEs として TFEU34条の禁止の射程に入る、イタリア・トレーラー事件と同様の事件が WTO 加盟国間で起こったと仮定する。

WTO 加盟国において、公道におけるバイクによるトレーラーの牽引が禁止されている場合、同禁止が無差別的で、輸入品に対して二重の負担を生じないとしても、市場アクセスが大部分阻害されることになる。このようなバイクによるトレーラー牽引禁止は、EU法では MEEs と判断され、TFEU34条違反となる。他方、WTO 加盟国間では、2つの可能性が考えられる。

第1に、当該禁止が、製品規格であると見なされる可能性である。この場合、当該禁止は(EU 法上の MEEs 概念では無差別的であるが二重の負担を生じる産品要件、つまり)製品規格として、TBT 協定の要件の充足を求められる可能性がある。第2に、当該禁止が、製品規格ではない(つまり、EU 法上の MEEs 概念では無差別的であるが二重の負担を生じない使用取決)と判断される可能性である。この場合、TBT 協定の適用はない。また、無差別的な措置であるため、GATT 3条4項の違反はない。結果として、市場アクセスを阻害するだけのものであり、国境措置としての数量制限ではないため、数量制限の一般的禁止を規定する GATT11条1項の射程にも入らない¹⁶。したがって、WTO 法上では、当該禁止を禁止するルールがないので、適法ということになり、EU 法とは逆の結果となる。

また、無差別的で二重の負担も市場アクセス阻害ももたらさない法令は、EU 法上も禁止されておらず、無論、WTO 法上も禁止規定がないので、適法となる。

4 小括

以上、EU 法上の概念である MEEs に対応する措置の WTO 法上の禁止のルールをまとめると、表1の通りとなる。

まず、産品要件(製品規格、及びSPS措置としての産品規格)と、それ以外の法令要件とで、適用される協定が異なる(前者の場合にはTBT協定及びSPS協定、後者の場合にはGATT3条4項)。

産品要件以外の法令要件の場合、差別の有無により GATT 3 条 4 項による禁止の射程に入るか否かが左右されるため、差別の有無が重要となる。

産品要件の場合、差別の有無にかかわらず、TBT協定及びSPS協定の適用範囲に入るため、差別の有無は産品要件以外の法令要件の場合に比して、重要性が低い。代わりに重

¹⁶ 国内規制は、輸入量を減少させる効果のある規制であっても、内外共通規制であれば GATT 上合法である (滝川敏明『WTO 法 (第2版)』三省堂 (2010年) 42頁)。

要性を増すのが、問題の要件が(二重の負担を生じる)産品要件か否かである。例えば、前項における EU 法のトレーラー事件の WTO 法への当てはめの事例のように、バイクによるトレーラーの牽引の禁止が、バイクという産品の性質にもとづく使用禁止であり、よって産品要件(製品規格)であると判断されれば、TBT 協定の適用の射程に入りうるが、同禁止がバイクという産品の性質とは無関係な、使用についての禁止であり、産品要件(製品規格)ではないと判断されれば、TBT 協定の適用範囲から外れ、論点は GATT 3条4項の適用如何となる。その場合、GATT 3条4項の禁止の射程に入るのは差別的な法令であるため、差別が無ければ GATT 3条4項の適用範囲外となり、WTO 法上、適法となる。最後に、WTO 法による MEEs の禁止の範囲は、すでに確認した EU 法による禁止の範囲と比較して、より狭い。

IV おわりに

本稿では、非関税障壁のうち、EU 法上の MEEs に該当するものについて、EU のルールで禁止されるものの範囲と、WTO のルールで禁止されるものの範囲とを比較考察した。その結果、EU 加盟国間のルールの方が禁止される MEEs の種類が多い一方で、WTO 加盟国間のルールの方が禁止される MEEs の種類が少ない点が明らかとなった(表 1 参照)。当然ではあるが、EU は、GATT24条規定の関税同盟を基礎としば、国境を越えた経済活動を WTO よりもさらに自由にするための地域経済統合であり、国境を越えた経済活動の自由を奪うような加盟国の行為を、WTO よりも厳しく禁じている。

他方で、TBT協定が、1979年の東京ラウンドのスタンダード協定を基礎とし、1994年のWTO設立時にSPS協定と共に多数国間貿易協定として一括受諾の対象とされ、WTO全加盟国を拘束するに至ったことを考慮すると、WTO法によるMEEsの禁止の範囲は、次第にEU法のそれに近づく形で拡大してきたともいえる。

いずれにしろ、EU 法及び WTO 法のそれぞれにおける MEEs の禁止には必ずしも明確でない点もあり(EU 法上の産品要件と使用取決の概念の区別、及びそれらとの関係における WTO 法上の製品・産品規格の射程、EU 法における市場アクセスの定義、等)、今後の判例におけるさらなる明確化が期待される。

 $^{^{17}}$ この点については、確定的な結論が出ていない(中川・清水・平・間宮『国際経済法(第 3 版)』有 斐閣(2019年)258~267頁)。